

\*\*\*\*\*

# 定 款

\*\*\*\*\*

一般社団法人日本eスポーツ機構



## 定 款

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本eスポーツ機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、eスポーツに関する調査、研究、普及・啓蒙活動等を行うことにより、eスポーツの平和で公正な振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. eスポーツの振興に関する調査及び研究
2. eスポーツに関する普及及び啓蒙活動
3. eスポーツに関する研究会及び研修会等の実施
4. eスポーツに関する競技大会の実施
5. eスポーツに関する施設等の運営
6. eスポーツに関する内外関係各所との交流及び連携
7. 飲食店の経営
8. 前各号に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を設置する。

(社員の入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」と



いう。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員総会の開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(理事会決議の省略)

第12条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第13条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会議事録)

第14条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(事業年度)

第15条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第16条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第17条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。



## 附 則

(最初の事業年度)

第18条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和元年12月31日までとする。

(設立時の理事、監事及び代表理事)

第19条 当法人の設立時の理事、監事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	中原修二郎
設立時理事	伊澤英太
設立時理事	和田壮司
設立時理事	小嶋慎吾
設立時理事	澤田純平
設立時理事	板垣修三
設立時監事	色部貴明
設立時代表理事	中原修二郎

(設立時の社員の氏名及び住所)

第20条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都台東区池之端三丁目1番32号ルーナウエスト1F  
中原修二郎

東京都荒川区東日暮里六丁目9番12号  
伊澤英太

東京都千代田区三番町2番地1ザ・パークハウス グラン 千鳥ヶ淵406号  
和田壮司

東京都荒川区町屋五丁目17番20-605号イニシアフォレスト町屋  
小嶋慎吾

東京都小平市天神町二丁目5番3-202号  
澤田純平

東京都練馬区中村一丁目14番1-213号  
板垣修三



以上、一般社団法人日本eスポーツ機構設立のため設立時社員 中原修二郎外5名の  
定款作成代理人である板垣修三は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成31年2月21日

設立時社員 中原修二郎  
設立時社員 伊澤英太  
設立時社員 和田壮司  
設立時社員 小嶋慎吾  
設立時社員 澤田純平  
設立時社員 板垣修三

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 板垣修三



電子署名者:板  
垣 修三  
日付:  
2019.04.26  
08:16:29 +09'00'



## 同一の情報の提供

提供の日付 : 2019 年 4 月 26 日

公証人 : 01020029 木口信之

所属法務局 : 東京法務局

公証役場 : 日本橋公証役場

東京都中央区日本橋兜町1番10号



請求対象の登簿管理番号 : 19 - 0102002902000329

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

請求対象の認証日 : 2019 年 4 月 26 日

請求対象の処理公証人 : 01020029 木口信之

所属法務局 : 東京法務局

公証役場 : 日本橋公証役場

東京都中央区日本橋兜町1番10号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。